

# 給付年金コーナー

## 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

### 1. 対象者

日本国内に住む全ての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が一定以下（※1）の学生が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

（※1）《所得の目安》

128万円＋〔扶養親族等の数×38万円〕＋社会保険料控除等で計算した額以下

### 2. 申請方法

申請用紙（日本年金機構のホームページからダウンロードできます。）に記入し、学生証（写）もしくは在学証明証（原本）を添付し申請してください。

申請は年金事務所、住民登録をしている市役所・町村役場の窓口でおこなうか、郵送・マイナポータルを利用した電子申請でもできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



### 3. 保険料の追納

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納める（追納）ことができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、後から追納することをお勧めします。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月始めに再申請の用紙が届きます。

引き続き学生納付特例制度承認を希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27・6560

## 国民健康保険の加入や喪失のお手続きについて

就職や離職等で加入保険に変更はございませんか？

国民健康保険から就職等で社会保険に加入した場合は、国民健康保険を喪失する手続きが必要です。手続きをしないと、資格が継続し、国保税が課税され続けたり、医療費の返還が生じたりする場合があります。

また、離職等で社会保険を喪失した場合には、国民健康保険への加入手続きが必要です。

加入保険に変更がある方は、以下の必要書類をお持ちになり、町民課窓口で手続きをお願いいたします。

ご本人のほか、同一世帯の方であれば手続きできます。

### 《必要書類》

#### 国保に加入するとき

- ・「健康保険資格喪失連絡票」または「退職証明書」、  
「離職票」など退職した日がわかるもの
- ・来庁する方の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証  
やマイナンバーカードなど）
- ・マイナンバーが確認できるもの

#### 国保を喪失するとき

- ・加入した社会保険の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」、  
「資格取得証明書」など加入した日がわかるもの
- ・来庁する方の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証や  
マイナンバーカードなど）
- ・国保の資格確認書等
- ・マイナンバーが確認できるもの

**問合せ** 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線125

## 高額療養費について（後期高齢者）

後期高齢者医療制度に加入されている方（主に75歳以上の方）は、1～3割の負担割合とは別に、1カ月あたりの医療費が高くなりすぎないように、所得に応じた限度額が決められています。

同じ月の間に複数の医療機関にかかった場合などで、自己負担した医療費の月額が限度額を超えた場合、限度額を超えた分が払い戻されます。

対象となる方には、町から申請書を郵送します。なお、申請書は一度提出していただければ、今後対象となった時に再度提出していただく必要はありません。

※他の医療保険にも同様の制度がありますが、しくみが若干異なりますので、ご注意ください。

### ◆◆◆医療機関窓口での限度額の確認について◆◆◆

入院で医療費が高額になるときなどに、限度額を超えて自己負担をせずに済むよう、所得に応じた区分によって、資格確認書にご自身の負担区分を追記できる場合があります。本人確認ができる書類を持って役場窓口までお越しください。

（ご自身が対象となるかどうかは、お電話での問合せにはお答えできません）

なお、マイナ保険証を利用すれば、これらの手続きをすることなく、限度額を超えて医療費を支払う必要がなくなります。マイナ保険証をぜひご利用ください。

**問合せ** 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線123

## 4月の納期

### ●町県民税

#### ■特別徴収（令和8年度第1期分）

※今月支給される年金から天引きされます。

### ●国民健康保険税

#### ■特別徴収（令和8年度第1期分）

※今月支給される年金から天引きされます。

### ●後期高齢者医療保険料

#### ■普通徴収（令和8年度（令和7年度分）随時第1期分）

#### ■特別徴収（令和8年度第1期分）

※今月支給される年金から天引きされます。

### ●介護保険料

#### ■普通徴収（随時第2期分）

#### ■特別徴収（令和8年度第1期分）

※今月支給される年金から天引きされます。

※令和7年度の介護保険料を納付書や口座振替で納付していただいていた方のうち、令和8年度の介護保険料を4月の年金から特別徴収（年金天引き）で納付していただく方に、令和8年度介護保険料特別徴収開始のお知らせを送付します。

納期限は4月30日（休）です。口座振替の場合は4月27日（月）が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

**問合せ** 役場 ☎66・3111

町県民税 税務会計課 課税担当 内線115 後期高齢者医療保険料 町民課 給付担当 内線123  
国民健康保険税 税務会計課 課税担当 内線116 介護保険料 福祉介護課 介護包括ケア担当 内線143